

令和4年7月6日開催

第4回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和4年度 第4回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和4年7月6日(水)
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分
 閉 刻 13時55分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 10人

会	長	18番	新国	純一
委	員	1番	梶田	政實
委	員	3番	菅井	誠
委	員	6番	菅井	美徳
委	員	7番	林	秀和
委	員	9番	岡田	一司
委	員	11番	大河原	正一
委	員	12番	大村	明
委	員	14番	西原	弘子
委	員	15番	原田	喜一郎

5. 欠席委員 8人

会	長職務代理者	17番	石丸	博雄
委	員	2番	佐藤	克哉
委	員	4番	笹原	仁
委	員	5番	西	美紀
委	員	8番	鈴木	和弘
委	員	10番	石山	幸一
委	員	13番	須藤	智弘
委	員	16番	早川	剛司

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委	員	6番	菅井	美徳
委	員	14番	西原	弘子

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 原 吉生

第3 議案第1号 農地利用状況調査の実施について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農
 用地利用集積計画について

議案第3号 あっせん委員の指名について

議案第4号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事	務	局	長	広瀬	淳次
農	地	・	農	業	振興担当係長
				原	吉生

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和4年度第4回（R4.7.6）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。
本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員10名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。
次に、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、6番 菅井美德委員、14番 西原委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

事務局 それでは、第4回農業委員会総会諸般の報告をいたします。

◆諸般の報告

1. R4.6.6（月） 13：30～
第3回農業委員会総会
2. R4.6.14（火）
第43回北海道農業者年金協議会総会
札幌市 新国会長出席
3. R4.6.15（水）
北海道農業会議第93回通常総会
札幌市 書面決議により対応。
4. R4.6.16（木）～20（月）
第4回遠軽町議会（定例会）
広瀬事務局長出席。
5. R4.6.21（火）
農林水産省との意見交換会
北見市 広瀬事務局長出席。

◆今後の予定

1. R4.8.5（金） 13：30～
第5回農業委員会総会
以上で諸般の報告を終わります。

議長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触（ていしょく）する案件があります。
議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

議長 それでは、協議第1号「農地利用状況調査の実施について」を議題とし

ます。事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 協議第1号「農地利用状況調査の実施について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 期 間

令和4年7月25日(月)～8月5日(金) 予定

2 場所等

4地域ごと

3 その他

実施報告書は、別紙のとおり

それでは、今年の農地利用状況調査についてご説明いたします。

3頁をご覧ください。調査対象区域ですが、実施要領上は区域全域を調査することとなっておりますので、報告書には区域全域と記載願います。ただ、実際には年次的に区域を分けて調査を行っても構いません。

次に、4ページ一番上の※印をご覧ください。「区分」についてですが、「B」の低利用農地についての報告は不要です。耕作放棄地のみ報告願います。耕作放棄地の定義ですが、過去1年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等による農地の維持管理や農作物の栽培が行われる見込みが無い農地となっております。

次に、実施手順についてご説明いたします。調査にあたっては、地図等を利用しながら、道路からの目視で確認します。遊休化等が確認された場合は、利用状況の写真を撮り、その旨を地図等に記録してください。平成28年度報告分の耕作放棄地については、現地で状況確認のみを行い、今年度の報告には含めないでください。報告不要ですので、写真の撮影も必要ありません。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、協議第1号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外4筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積 (㎡) 「5筆合計 17,646」

3 通知の理由

平成29年3月15日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 これより議案第1号についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」5件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号18は賃貸借でございます。
整理番号18、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑、現況一畑」・面積(m²)「8,980」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R4.7.15」・終期「R14.6.14」・期間「10年」・金額(円)「10a当り4,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号19～22につきましては、所有権移転でございます。
整理番号19、所在「●●●」・地番「●●外28筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m²)「29筆合計 313,461」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R4.7.15」・支払期限「R4.8.30」・金額(円)「全筆8,695,000」・支払方法「指定口座振込」(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、5月の第2回総会であっせんの申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

整理番号20、所在「●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m²)「6筆合計 50,783」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R4.7.15」・支払期限「R4.7.29」・金額(円)「全筆1,800,000」・支払方法「指定口座振込」(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先月の第4回総会であっせんの申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

整理番号21は、所有権移転でございます。
整理番号21、所在「●●●」・地番「●●外8筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「9筆合計 105,497」・譲渡人「●●●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R4.7.15」・支払期限「R4.11.30」・金額（円）「全筆1,800,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、5月の第2回総会であっせん申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

整理番号22、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「36,524」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R4.7.15」・支払期限「R4.11.30」・金額（円）「全筆2,900,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号「整理番号18」についての質疑を行います。質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第2号「整理番号19」についての質疑を行います。質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号「整理番号20」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第2号「整理番号21」についての質疑を行います。
「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触(ていしょく)する案件
ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:41~13:41)

議 長 再開いたします。
これより、議案第2号「整理番号21」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号「整理番号21」の審議が終了しましたので「●番 ●●
委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:42~13:42)

議 長 再開いたします。
●●委員に申し上げます。
議案第2号「整理番号21」については、原案のとおり決定しましたの
で、その旨をご報告します。

議 長 次に、議案第2号「整理番号22」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「あっせん委員の指名について」8件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

1 あっせん申出人

紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 あっせん申出の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外2筆」・地目「公簿及び現況は
全て畑」・面積 (㎡) 「3筆合計 124, 226」

3 あっせん申出の内容

売買

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

その2

1 あっせん申出人

紋別郡遠軽町 ● ● ●
(持ち分 1/2) ● ● ● ●
(持ち分 1/2) ● ● ● ●

2 あっせん申出の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外2筆」・地目「公簿及び現況は
全て畑」・面積 (㎡) 「3筆合計 45, 291」

3 あっせん申出の内容

売買

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

その3

1 あっせん申出人

紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 あっせん申出の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ●」・地目「公簿-牧場、現況-

畑」・面積（㎡）「5, 685」

- 3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

その4

- 1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町●●●
●● ●●
- 2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「17, 646」
- 3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

その5

- 1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町●●●
●● ●●
- 2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿-山林、現況-畑」・面積（㎡）「5, 099」
- 3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

その6

- 1 あっせん申出人
札幌市●●●
●● ●●
- 2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「48, 652」
- 3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

その7

- 1 あっせん申出人

紋別郡遠軽町●●●

●● ●●

- 2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿及び現況は
全て畑」・面積（㎡）「107,728」
- 3 あっせん申出の内容
売買
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

その8

- 1 あっせん申出人
札幌市●●●
（持ち分1/3） ●● ●●
北見市●●●
（持ち分1/3） ●● ●●
旭川市●●●
（持ち分1/3） ●● ●●
- 2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿-宅地、現況は
畑」・面積（㎡）「551.12」
- 3 あっせん申出の内容
売買
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号「その1」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 次に、議案第3号「その2」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 次に、議案第3号「その3」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑なしと認めます。

- 議 長 次に、議案第 3 号「その 4」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。
- 議 長 次に、議案第 3 号「その 5」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。
- 議 長 次に、議案第 3 号「その 6」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。
- 議 長 次に、議案第 3 号「その 7」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。
- 議 長 次に、議案第 3 号「その 8」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。
- 議 長 それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
それでは、議案第 3 号「その 1」のあっせん委員は、
6 番 菅井美徳委員、 7 番 林委員

議案第 3 号「その 2」のあっせん委員は、
9 番 岡田委員、 10 番 石山委員

議案第 3 号「その 3」から「その 8」までのあっせん委員は、
1 番 梶田委員、 14 番 西原委員 をそれぞれ指名します。
各委員は、よろしくお願ひします。
- 議 長 次に、議案第 4 号「現況証明願ひについて」4 件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号11、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「495」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「6番菅井(美)委員、8番鈴木委員、4番笹原委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、6番菅井(美)委員、8番鈴木委員、4番笹原委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

整理番号12、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一田・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「470」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「4番笹原委員、5番西委員、10番石山委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、4番笹原委員、5番西委員、10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

整理番号13、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿一畑、田・現況一農地採草放牧地以外」・面積(㎡)「38,459」・申請者「登別市●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「9番岡田委員、17番石丸委員、10番石山委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が山林となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、9番岡田委員、17番石丸委員、10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更

登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

整理番号14、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「80」・申請者「遠軽町、●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「14番西原委員、1番梶田委員、18番新国委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、14番西原委員、1番梶田委員、18番新国委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号「整理番号11」についての質疑を行います。質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第4号「整理番号12」についての質疑を行います。質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第4号「整理番号13」についての質疑を行います。質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第4号「整理番号14」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決(さいけつ)を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これもちまして、令和4年度 第4回遠軽町農業委員会総会を閉会します。